

## 神辺育成会通所支援事業所 (放課後等デイサービス) 運営規程

### (事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人神辺育成会が開設する神辺育成会通所支援事業所(以下「事業所」という。)において実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」)に基づく放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 利用給付決定保護者(以下「保護者」という。)及び児童の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき児童に対して指定放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより適切かつ効果的な指定放課後等デイサービスを提供する。

- 2 利用する児童の意思及び人格を尊重して、常に当該児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努める。
- 3 地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 4 前3項のほか、広島県指定障害児通所支援の人員、設備及び運営の基準に関する条例に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施する。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 神辺育成会通所支援事業所
- (2) 所在地 広島県福山市神辺町新徳田二丁目162番地  
電話番号 084-960-3722 FAX 084-960-3723

### (従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(非常勤)  
管理者は、事業所の従事者の職種、員数及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に対し、法令等を遵守させる為必要な指揮命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤)  
アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価を行い療育の実施に係る管理を行う。

(3) 児童指導員 6名(常勤2名・非常勤4名)

各種行事、プログラム等の企画並びに実施、利用児童及びその家族の各相談業務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、8月13日～15日、12月29日～1月4日は、休日とする。

祝日については事業所が定める予定表による

(2) サービス提供時間は、次の通りとする。

平日 ① 14時00分から18時30分までとする。

土曜日 ② 9時30分から15時30分までとする。

又、学校の長期休業日等においては、9時30分から15時30分までとする。

(3) 事業所運営時間

平日 ① 10時15分から19時までとする。

土曜日 ② 8時15分から17時までとする。

(事業の実施区域)

第6条 事業の実施区域は次のとおりとする。

福山市(神辺町及び近郊地区)

(利用定員)

第7条 放課後等デイサービスの利用定員は、次のとおりとする。

(1) 一日の利用定員は10名とする。

(主たる対象者)

第8条 放課後等デイサービスの対象者は、次のとおりとする。

(1) 障がい児

(指定放課後等デイサービスの内容)

第9条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後等デイサービス計画の作成

(2) 生活能力向上のために必要な訓練

(3) 集団生活への適応訓練

(4) レクリエーション行事

(5) 送迎サービス

(6) 相談及び援助等

(内容及び手続説明及び同意)

第10条 事業者は、利用児童の障がいの特性を配慮しつつ、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用児童・保護者に対して運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定放課後等デイサービスの開始について保護者の同意を得るものとする。

(保護者から受領する費用の額)

- 第11条 放課後デイサービスを提供した場合の利用者負担額は、国の定める基準によるものとする。
- 2 利用料の受領については、利用児童の保護者に対して、あらかじめ当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、保護者の同意(記名・捺印)を得るものとする。
  - 3 活動の中で、長期休暇中など食事提供サービスを受ける場合は1食あたり(300円)を徴収するものとする。
  - 4 行事などの実費(お小遣い・公共交通機関料金・入場料など)はその都度必要金額をお知らせし当日徴収するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 児童等が放課後等デイサービス事業のサービスを受ける際には、次の事項に留意する。
- (1) 利用児の体調・健康状態に異常がある場合には、その旨を申出ることとする。
  - (2) 利用児の疾病で、利用児の主治医がサービス提供中に他の利用児に感染すると診断した場合、サービスの利用はできないものとする。
  - (3) サービスを利用するにあたって、通所給付決定保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の保護者及び児童に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(苦情解決)

- 第13条 提供した指定放課後等デイサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容などを記録する。
  - 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(緊急時等における対応方法)

第14条 利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに管理者・保護者に報告を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第15条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、苦情解決に関する体制を整備し、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるように努める。
- 2 虐待の防止に関する責任者 理事長 瀬良 京子

(非常災害対策)

第16条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 具体的な計画及び体制については「神辺育成会防災計画」に基づき実施する。

(その他運営に関する事項)

第17条 従事者の資質向上のため、従事者の勤務年数・職掌に応じた研修を実施する。

2 従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用児童又は家族の秘密をもらしてはならない。

3 従事者は、業務上知り得た利用児童又は家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後も同様とする。

4 事業所は、職員・設備・及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業所は、利用児童に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、事業所の運営・管理に関する必要な事項については、別に定めることができるものとする。

附則

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年 9月1日から施行する。

この規程は、平成25年12月25日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成28年 6月1日から施行する。

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

この規程は、平成31年 2月1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月8日から施行する。

この規程は、令和元年 6月1日から施行する。